

## 大災害とどう向き合うか 18

## 被災医師支援

## 被災開業医の診療再開に必要なものとは

50歳代院長。開業資金を返済した矢先に診療所が被災。医療機器被害が5,000万円、診療所の補修費3,000万円余。復旧費の3分の2まで国から補助される公的病院に比べ、民間医院への財政支援はほとんど聞こえてこない…。これは、7月に一般紙が報じたある被災開業医

の抱える現実だ。被災開業医の今後の選択は、個々人のみに委ねるべきものだろうか。津波により沿岸部に甚大な被害を受けた岩手県大船渡市で診療再開を果たした滝田医院の滝田有院長に話を聞き、地域の医療復興に不可欠な被災開業医の再開に必要なものを探った。

滝田 有氏  
滝田医院 院長



## 地区唯一の診療所が壊滅的被害

JR大船渡線の細浦駅前にある滝田医院は、岩手県大船渡市沿岸部の末崎地区(人口4,951人、1,619世帯、面積14.93km<sup>2</sup>)に位置する唯一の診療所で、1日平均70人の診療を担ってきた。診療内容は主に慢性疾患。滝田院長は50歳。8年前に開業して以来、高齢化が著しい地域住民の身近なかかりつけ医だった。予約制を取り入れたところ、待ち時間が少ないと好評で、経営状態も良好であった。

ところが3月11日、津波の襲来で事態は一変した。末崎町の死者・行方不明者は61人、被災家屋が1,140戸。海岸線から100mにある同院周辺一帯は水没、同院長と妻は医院2階に逃れたが、天井まで押し寄せた水に全身を飲み込まれた。自力で脱出したものの妻は重度の津波肺に陥り、仙台市の東北大学集中治療室にへりて搬送された。同院長はその看護のため仙台にとどまらざるをえなかった。

妻の容態が回復に向かった3月22日、同院長は現地に足を運んだ。この大変なときに医師である自分が地元を離れていたことについて、自責の念を抱え、地域の人々から非難されるのではという不安が頭をよぎった。しかし、同院長を待っていたのは、近隣の患者たちからの「いつから診療を始めるの」との声だった。調剤薬局の責任者や気仙医師会事務長も「もう戻ってこないのかと思った」と歓迎の声を上げたという。

全壊した医院の状況を確認し、薬剤不足に困窮する避難所に、医院に残った薬剤を提供して回った。「あまりにも多くのものが失われ、今後どう

すべきか途方に暮れた」と振り返る。

## 災害派遣医師の支援で診療再開

滝田院長が次に現地に入ったのは3月31日だった。大船渡市では、自治医科大学や各地の自治体などからの災害救援派遣医師らによる医療支援活動が展開されていた。末崎地区の避難所で診療に当たっていた同大学の神田健史氏は、滝田院長に「災害派遣医師にとって被災した地元開業医の自立支援も重要な仕事。すぐにでも保険診療を再開しては」と促した。

その言葉に後押しされるように4月4日、避難所として使われていた末崎ふるさとセンターに仮設診療所を開設、診療を再開した。機材がそろわない中、神田氏はカルテから処方せんを手書きで写すなどの事務作業を支援した。それ以降、滝田院長は仙台からの160kmを週4回往復して診療に当たる。

大船渡市役所によると、現在、市内で診療を行う医院は19、そのうち滝田医院を含む3施設が公共施設を間借りしての診療再開だという。

## 診療再開最大の障壁は情報不足

一方、保険診療再開に当たって必要な種々の確認事項、例えば水没したカルテの処理、無償提供薬剤の保険診療下での取り扱いなど、具体的な疑問を照会する作業は困難を極めた。被保険者証の提示がなくとも氏名、生年月日、住所の申し立てにより保険診療を可能とするなど、厚生労働省は3月11日以来、数々の「事務連絡」を通知している。しかし、こうした情報は被災地で診療に当たる滝田院長の元には届かなかった。

特にカルテの処理に関する懸念が大きかった。カルテは医師法上5年の保管が義務付けられている上に、記載内容は氏名・年齢・生年月日、病歴といった重大な個人情報だ。同院長は、インターネットで調べ回中、ようやく3月31日付事務連絡「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」に「震災による診療録等の滅失は保護義務違反に当たらない」との記載を見つけた。水没して用をなさなくなった紙カルテは廃棄、泥をかぶった電子カルテは専門業者に修理を依頼、半月がかりで復旧した。

「無償提供医薬品は保険診療下でも使用可能」とする4月20日付事務連絡に至っては、この取材の中で初めて知ったが、「いずれにしても『無償提供の薬剤を診療で使うなんて』と非難される事例を見聞きしたため使用できなかった」と述べている。

被災地では診療報酬の概算請求が認められたが、これについても手間取った。3月分の概算請求は認められたものの、4月分について概算請求できるのは3月11日以降も診療を継続して概算請求した診療所に限るとのことだった。同院長は、3月分を概算請求したので4月分も可能と誤解、急きょレセプトの提出を求められ慌てて出力して持参した。

仙台からインターネットに接続できたものの、日々ランダムに出される医療従事者向け情報の中から該当するものすべてを探し当てるのはほぼ不可能であったという。

気仙医師会事務局は震災翌日から市役所の災害対策本部に詰めて開業医の安否確認を始めたが、情報伝達機能を取り戻すまでに約3週間を要した。行政支援などの情報を周知すべく、県医師会事務局員と県当局者が同院長の元を訪れたのは5月19日のことだった。結果的に種々の“通達待ち状態”に陥っていた同院長は「情報の伝達も物資の供給と同等に重要」と痛感している。

## 自治体からの経済的・物的支援と地域住民のバックアップが不可欠

公共施設の間借りから脱し、本格的診療を再開するには、壊滅した医院に残された負債も大きな問題。新規医院開設による“二重負債”は高過ぎるハードルで、そのために再建を

断念した民間診療所も少なくない。

人口10万対医師数178.3人(全国第40位、2008年)と慢性的な医師不足に悩む岩手県は6月、「被災地域医療確保対策緊急支援事業補助」として8億3,100万円を計上。施設整備費と医療機器購入費として3,125万円を限度に仮設診療所を委託設置し、被災医師に2年間無償貸与するとの方針を示した。滝田院長もこの支援事業補助を利用することにした。

では、どこに仮設診療所を建てるか。県から土地のあっせんは一切なく、同院長が自力で探さなければならなかった。そうした中、同院長の元に、末崎地区公民館長を筆頭とした地元有志から診療継続の陳情書が届けられた。そこには、震災前からの地域医療への貢献と、病院と住居が被災し、遠方から悪路を車で通うという悪条件にもかかわらず、いち早く仮設診療態勢を整えたことに対する感謝の言葉がつつられていた。「無医村となるのを心配していた町民の不安を解消してくれたことに住民一同感謝しております」。そして、公民館長らから、町内2カ所の候補地が提示されたのである。

同院長は、農地からの転用認可を受けるための煩雑な手続きに追われながらも、診療再開の地を現在間借り中の末崎町ふれあいセンターのほど近く、旧医院から2kmほど移動した高台に決めた。住民の利便性が高いと判断したからだ。浄化槽を無償提供してくれる業者も現れた。8月初旬に着工し、新たな仮設医院での診療開始は秋ごろを予定している。

今後に向けて同院長は、平時から災害を想定した電子カルテのクラウド化の必要性に触れた。岩手県の保険医療福祉サービス提供復興特区構想においても、電子カルテによる患者情報の共有、テレビ会議システムによる外来診療などが掲げられている。これらを可能にするには情報基盤整備が不可欠だ。震災前、末崎地区には光ファイバーが通ってなかったため、同院長はクラウドシステムの電子カルテ導入を断念したという経緯もあり、「非常事態を想定したへき地における情報基盤整備も、多大な犠牲を払ったこの震災から学ぶべきことかもしれない」と述べている。

